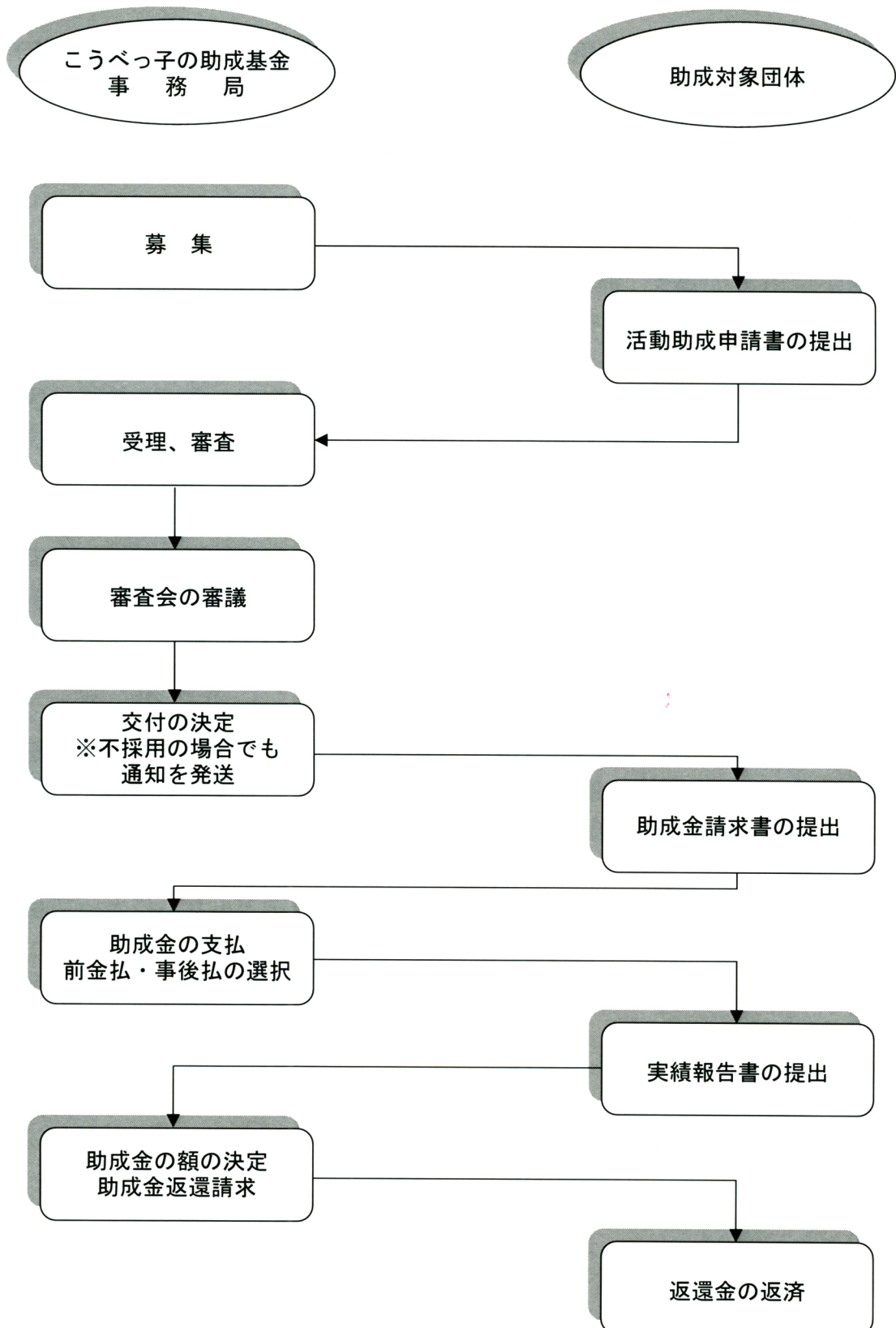


◎募集から報告書提出までの流れ



こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金 助 成 要 領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金（略称「こうべっ子の助成基金」）は、阪神・淡路大震災により神戸の子どもたちのために寄せられた募金をもとに、家庭や地域社会において子どもたちに「生きぬく力」を育み、また、たくましく思いやりのある幅広い視野をもった子どもたちを育てるための活動に資するために設置するものである。

(目的)

第2条 こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金助成要領（以下「助成要領」という。）は前条の趣旨を鑑み、子どもたちのために実施される従来の教育活動の枠を超えた、実践的な教育活動の充実を図るため、基金による助成金交付を行うにあたり必要な事項を定めたものである。

(助成対象事業)

第3条 基金による助成金交付対象事業は、学校教育以外の教育活動のうち事業の内容・ニーズの高さ等、地域の実情に照らし事業の実施が必要と認められるものとし、次の各号に掲げるテーマに関連する活動とする。

- (1) 子どもたちが主体のまちづくりに関すること
- (2) 子どもたちの自然・社会・文化体験に関すること
- (3) 子どもたちの交流活動に関すること
- (4) 子育てについてのコミュニケーションの場づくりに関すること
- (5) 子育てについての情報提供に関すること

2 前項に掲げる活動のほか、これらの活動の実施に関する企画・運営等の知識・技術を習得するための人材育成等、基金設置の目的を達成するために必要と認められる活動も対象とする。

(用語の定義)

第4条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教育活動」とは、神戸の子どもたちを対象とする教育活動等であって、学校教育以外の広義の教育活動の一環と認められる活動をいう。
- (2) 「教育活動に要する費用」とは、当該活動に要する諸謝金、旅費、会議費、借料損料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、活動に係る損害保険料等をいう。

第2章 助成事業

(助成対象事業者等)

第5条 第3条第1項に規定する教育活動に必要な費用に対する助成金（以下「教育活動助成金」という。）の交付を受ける教育活動実施団体（以下「助成団体」という。）は、助成事業の実施体制が整っているものであって、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 神戸市立学校園PTA会員によって組織された団体
- (2) 神戸市立学校園PTA会員（但し、一つの学校のためのPTA団体は除く）を主たる構成員として組織された団体

2 前項の助成団体が実施する活動のうち、次の各号に定める活動等については教育活動助成金の交付対象としない。

- (1) 宗教的活動もしくは政治的活動、または営利を目的とする活動

(2) 国、地方公共団体その他の団体から委託又は委嘱を受けた活動

(3) 継続する事業で3年を超える活動

3 第3条第2項に定める活動のうち教育活動助成金の交付対象となる活動は、本条第1項の団体が実施する活動のうち、その活動内容が基金設置の目的を達成するために必要であるところべっ子の家庭・地域教育活動助成基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）が認めた場合に限るものとする。

（優先順位）

第6条 基金による教育活動助成金（以下「助成金」という。）の交付にあたっては、基金設置の趣旨及び目的に鑑み、次の各号に掲げる優先順位をつけるものとする。

(1) 第3条第1項に掲げる活動は、同条第2項に掲げる活動に優先する。

(2) 前条第1項に掲げる団体が実施する活動のうち、運営委員会が特に地域に根付く、または発展性が見込めると認める活動は、その他の活動に優先する。

(3) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる団体が実施する活動は、同条第1項第3号に掲げる団体が実施する活動に優先する。

（助成金の交付額）

第7条 助成金の毎年度の交付総額は、運営委員会において定める。

2 単年度1活動あたりの教育活動助成金は、第9条第3項に掲げるものを除くほか基金の助成率は80%で助成金の最大額を100万円とする。その範囲内（1,000円未満切り捨て）で交付するものとする。ただし、当該活動がその性格上複数年度にまたがる場合において、運営委員会が妥当と認める場合には、その活動全体に係る経費を助成金の対象とすることができる。なお、全体の活動期間にかかわらず助成金の交付期間については3年を超えないものとする。

（助成団体の募集）

第8条 運営委員会は、毎年、あらかじめ運営委員会において定めた時期に助成金交付申請書の受付期間を明示のうえ、助成金の交付が適当と認められる団体を募集するものとする。

（申請書の提出）

第9条 助成金の交付を希望する者は、「教育活動助成金交付申請書」（別紙様式1-1～4）に活動の目的、必要経費の積算額等必要事項を記入し、運営委員会の指示する資料を添付のうえ、前条に規定する受付期間内に運営委員会に提出しなければならない。

2 「教育活動助成金交付申請書」に記載する経費費目の内訳は、第4条第2号に規定する費目ごととするが、必要に応じてその他の費目を使うことは差し支えない。なお、物品・器具のうち備品に類するもの（額面1品5万円以上）については、やむを得ない場合を除いてレンタル・リース等で対応する。

3 次の各号に掲げる経費については、助成金の交付の対象とはしない。

(1) 事務所スペース等の借り上げ及び土地取得に関する経費

(2) 助成団体本来の運営経費及び当該団体の存立に係る経費

(3) その他運営委員会が助成金の対象とするのにふさわしくないと認める経費

4 第7条第2項に規定する複数年度にまたがる助成金活動に係る助成金交付を希望する者は、第1項のほか全体年度及び単年度毎の活動計画及び予算等を明らかにした書類を添付して提出するものとする。

なお、次条第1項に規定される「教育活動助成金交付決定通知書」を受領した翌年度以降は、原則として「教育活動助成金交付申請書」の提出を省略できるものとする。

（助成団体及び教育活動助成金交付額の決定、通知）

第10条 運営委員会は、前条の申請書及び添付資料を運営委員会の会議（以下特に「審査会」という。）に付議し、その審査選考結果に基づき、助成団体及び助成金額を決定のうえ、「教

育活動助成金交付決定通知書」により、「教育活動助成金交付申請書」の提出者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 前項の審査会における審査選考の結果、助成金を交付しない場合には、運営委員会名の書面でもって、助成金を交付できない旨を申請者に通知するものとする。その場合には、必ず、助成金を交付できない理由を付さなければならない。

（助成団体の義務）

第11条 助成団体は、助成金の交付決定を受けた活動（以下「助成金交付活動」という。）を実施する場合には、次の各号の条件を遵守しなければならない。

- (1) 助成金交付活動の目的、内容、または助成金交付額を変更しようとするときは理由を付した書面でもって運営委員会に申し出てその承認を得なければならない。
- (2) 助成金交付活動を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ理由を付した書面により運営委員会に申し出てその承認を得なければならない。
- (3) 助成金交付事業が予定の期間内に完了しないとき、または活動の遂行が困難になったときは、速やかに運営委員会に申し出てその指示に従わなければならない。
- (4) 助成団体の所在地、名称または代表者を変更したときは、速やかに書面により運営委員会に届け出なければならない。
- (5) 助成金については、助成金交付活動以外の用途に使用してはならない。
- (6) 第9条第2項なお書きのやむを得ない場合において、助成金の交付を受けて取得し、または効用の増加した機械及び器具でその価格が20万円以上のものについて、取得、または効用の増加した日から起算して5年以内に助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または改廃してはならない。
- (7) 助成金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産については、活動終了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（助成金の交付）

第12条 運営委員会は、第10条第1項の決定に基づき、原則として、助成団体名義の銀行等の口座に助成金を振り込むものとする。

（助成金の支払）

第13条 助成金の支払いは、第15条に規定する「教育活動助成金使用実績報告書」提出後の事後払、または前金払の方法によるものとし、助成団体は助成金を請求する場合には、「教育活動助成金請求書」（別紙様式3）を運営委員会に提出しなければならない。

- 2 前金払の方法により助成金を請求する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 助成団体は、助成金交付活動の進捗に応じて、助成金を必要とする時期に必要なとする金額を請求できるものとする。ただし、その回数は4回以内とする。
- (2) 運営委員会は、前号の規定による請求があったときは、当該請求に係る審査及び必要に応じて助成金交付活動の進捗状況等の調査を行い、内容が適当であることを確認のうえ、助成金を支払うものとする。

- 3 複数年度にまたがる助成金交付活動に係る助成金の支払いについては、単年度ごとに第1項及び第2項の適用があるものとする。助成金の交付決定があった翌年度以降に助成金を請求する場合は、「教育活動助成金請求書」に過年度の「教育活動助成金使用実績報告書」の写しをすべて添付しなければならない。

（経理区分等）

第14条 助成金の経理区分については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成団体は、助成金交付活動に係る経理について、専用の普通預金、または当座預金の口座を設け、他の経理と区分し、運営費支払明細等所要の帳簿類、当該収入及び支出につ

いての証拠書類並びに予算と決算との関係を明らかにした「教育活動助成金精算調書」を備えなければならない。

(2) 助成団体は、前号に掲げる帳簿類、証拠書類、及び「教育活動助成金精算調書」を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(報告等)

第15条 助成団体は、助成金交付活動の完了した日から起算して 1 月を経過する日、または助成金交付事業実施年度の翌年度 4 月10日のいずれか早い日までに、「教育活動助成金使用実績報告書」(別紙様式 4) を運営委員会に提出しなければならない。

2 複数年度に跨がる助成金交付活動については、単年度ごとに前項の適用があるものとする。

(監査)

第16条 運営委員会は、必要があると認めるときは、助成団体の助成金交付活動実施の適否、及びその成果に関し監査を行うことができる。

2 助成団体は、前項の監査を拒むことができない。

(助成金交付活動の発表)

第17条 運営委員会は、助成団体から提出された「教育活動助成金使用実績報告書」の全部、もしくは一部、または助成金交付活動による成果物の全部、もしくは一部を印刷その他の方法で公表することができる。

(助成金の表示等)

第18条 助成団体は、助成金交付活動の結果、または経過の全部、もしくは一部を刊行し、または雑誌等に掲載し、もしくはその成果物を配布、または販売するときは、助成金による事業の成果である旨を明記しなければならない。また、当該刊行物、または印刷物、もしくはその成果物を運営委員会に届けなければならない。

第 3 章 その他

(助成金の交付決定の取消)

第19条 運営委員会は、助成団体が次の各号の一に該当すると認めたときは、助成金の全部または一部の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 第13条第 2 項第 2 号の規定による調査及び第16条の規定による監査について、特別の理由なく、拒み、妨げ、または忌避したとき

(4) 助成金の交付の辞退に係る書類の提出があったとき

(5) 助成金の交付、もしくは変更交付の決定、またはこれに附した条件に違反したとき

(6) その他助成要領の各条項に違反したとき

2 前項の規定は、助成金の交付額の確定後、及び交付後においても適用する。

3 運営委員会は、第 1 項、及び第 2 項の規定により助成金の交付の取消しをしたときは、助成団体に対して、運営委員会名の書面により助成金の返還されるべき額、返還期限、その他必要な事項を通知するものとする。

(助成金の返還等)

第20条 助成団体は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消されたときは、助成金交付活動の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付されている助成金のうち、運営委員会が指定した額を指定した期日(以下「指定期日」という。)までに返還しなければならない。

2 運営委員会は、前項の規定により助成金が返還される場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、一定の範囲内で指定期日を延長し、または助成金の全部、もしくは一

部の返還を免除することができる。

- 3 助成団体は、「教育活動助成金使用実績報告書」に基づく助成金交付額の確定時において、すでにその額を超える助成金が第13条に規定する前金払の方法で交付されているときは、当該超過額を指定期日までに返還しなければならない。
- 4 第11条第1号、第2号及び第3号において助成金返還の必要が生じる場合には、本条第1項から第3項までの規定を準用する。
- 5 助成団体は、「教育活動助成金交付決定通知書」の受領ののち、助成金交付活動実施の結果、助成金の不足が生じた場合でも、当該活動について助成金の追加交付申請はできないものとする。また、第11条第1項の場合においても本項は適用されるものとする。

(疑義の解決)

第21条 基金による助成金交付事業について疑義が発生した場合は、助成要領によるもののほか運営委員会の決するところによる。

(助成要領の改廃等)

第22条 助成要領を改正、または廃止しようとするときは、運営委員会の議を経なければならない。

附則

(施行期日)

- 1 本助成要領は、平成13年2月14日から施行する。

平成15年4月1日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

(経過措置)

- 2 本助成要領の施行期日において、すでに実施されている活動についても本助成要領の適用があるものとする。